

はじめに

現行学習指導要領の総則において、中学校と高等学校の部活動は、学校教育の一環であることが明記されております。また、中央教育審議会の平成28年12月21日の第109回総会でまとめられた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」においても、部活動は、教育課程外の学校教育活動としての位置付けを維持することが示されました。

部活動は、生徒同士が共通の目標に向かって切磋琢磨する中で、互いを認め合い、励まし合うなど、心身の健全な発達はもとより、様々な人間関係を学ぶ上でも大変重要な教育活動です。

本県では、現在、中学校約72%、高等学校約49%の生徒が運動部活動に所属し、それぞれの目的や目標を持って、生き生きと活動しております。子供たちが安心・安全を担保された中で、思いっきりスポーツに打ち込める環境を提供することは、学校として必要不可欠です。

また、時代とともに、部活動の在り方そのものを見直していくことも重要です。少子化やスポーツ活動への興味関心の二極化に伴う休・廃部、専門的な指導力を有する指導者の不足、部活動における教員の負担軽減、運動部活動を含む体育活動中の事故や体罰の問題など、今後、運動部活動が将来にわたって持続可能となるための在り方を、さらに検討していくことが求められております。

こうした状況に鑑み、各学校において運動部活動が適正に行われるとともに、運営方法や指導方法のより一層の向上と運動部活動の充実・発展のために「運動部活動指導資料三訂版」を作成いたしました。

保健体育課のホームページ（下記参照）からダウンロードできますので、外部指導者や保護者の皆様も是非、御活用くださるようお願いいたします。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2211/index.html>

結びに、本書の作成に当たり、県中学校体育連盟と県高等学校体育連盟をはじめとする各種目別専門部並びに県高等学校野球連盟の皆様にご協力をいただきました。この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。

平成29年3月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長 加賀谷 貴彦